

令和5年8月15日

学生及び保護者 各位

沖縄工業高等専門学校  
学生課長（公印省略）

令和5年度後期授業料免除について（通知）

このことについて、令和5年度後期授業料免除の募集を下記のとおり行いますのでお知らせいたします。

前期授業料免除から継続して申請又は新規で申請希望の方は、別紙「令和5年度後期授業料免除申請要項」をご確認の上、所要の手続きを行うようお願いいたします。

なお、授業料免除を申請した場合、採否結果が確定するまでは後期授業料の徴収を猶予することを申し添えます。

記

1. 高等教育の修学支援新制度による授業料減免（新制度による授業料減免）【4年生以上対象】

(1) 新制度による授業料減免に認定されている方（日本学生支援機構給付奨学金奨学生である方）

提出書類：「大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書（A様式2）」

提出期限：9月22日（金）

※様式については学生へ学内メールでも送付しております。

※期限までに提出がない方は、支援を「停止」する場合がありますのでご留意願います。

(2) 新規で申請希望の方（前期に新制度による授業料減免に申請し不認定であった方を含む。）

提出書類：「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式1）」

提出期限：9月22日（金）

※新制度による授業料減免を申請する方は、日本学生支援機構給付奨学金も併せて申請する必要がある。詳細は後日学内メール及び本校ウェブサイト以案内予定です。給付奨学金制度については、以下をご覧ください。

【日本学生支援機構 給付奨学金案内】

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/tebiki/daigaku\\_etc.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/tebiki/daigaku_etc.html)

※2022年（1月1日～12月31日）の収入に基づく住民税情報で審査されるため、前期に新制度による授業料減免に申請し不認定であった方も支援の対象になる可能性があります。以下のウェブサイトで試算できますので事前にご活用願います。

【日本学生支援機構 進学資金シミュレーター】

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

## 2. 災害等の特別な事情による授業料免除【全学年対象】

以下の例に該当する方は、「高等教育の修学支援新制度による授業料減免」とは別に授業料免除が認められる場合がありますので、学生課学生係までお早めにご連絡願います。

なお、提出書類の期限は10月20日（金）です。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変があった場合
- (2) 授業料の納付期限前6月以内において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- (3) 授業料の納付期限前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合

**【問い合わせ先・書類提出先】**

沖縄工業高等専門学校

学生課学生係

Tel. 0980-55-4032

Fax. 0980-55-4012

Email. ggakusei@okinawa-ct.ac.jp

## 令和5年度授業料免除申請要項（抜粋）

沖縄工業高等専門学校

# I 授業料免除等の申請について

## 1 高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免

認定要件を満たす学生は、支援区分に応じて、授業料等減免と給付奨学金による経済的支援を受けることができます。支援を受けるには、本人からの申請が必要です。授業料等減免は学校へ、給付型奨学金は日本学生支援機構へ申請してください。

○対象：4，5年生及び専攻科生

○認定要件：

(1) 国籍・在留資格等に関する要件

－ 日本国籍を有する者、法定特別永住者等

(2) ・過去に本制度による支援対象者として認定を受けた者は、選考の対象とならない。

・4年次編入学生は、高等学校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、高専に編入学した日までの期間が2年を経過していない者。

(3) 学業成績等に関する基準

次の基準を満たすこと

○4年生（編入生含む）

次のいずれかに該当すること

- ・高校等（高専1～3年次）における評定平均値が3.5以上もしくはそれに準ずる成績であること、又は、入学試験の成績が上位2分の1以上であること
- ・高校卒業程度認定試験の合格者であること
- ・将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

○5年生、専攻科生

次のいずれかに該当すること

- ・GPA等が在学する学科等における上位2分の1の範囲に属すること
- ・修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

(4) 家計の経済状況（収入・資産）に関する基準

次に掲げる2つの収入および資産の基準を両方とも満たすこと

○収入基準

【算式】市町村民税の所得割の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額）

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、（調整控除の額＋税額調整額）に3/4を乗じた額

区分	減免額算定基準額	減免額
第Ⅰ区分	100円未満	満額（上限の範囲内） 半期：117,300円
第Ⅱ区分	100円以上～25,600円未満	第Ⅰ区分の減免額の2/3 半期：78,200円
第Ⅲ区分	25,600円以上～51,300円未満	第Ⅰ区分の減免額の1/3 半期：39,100円

○資産基準

学生及び生計維持者（2人）の保有する資産の合計額が2,000万円未満（生計維持者が1人のときは1,250万円未満）であること

※資産とは、現金やこれに準ずるもの（投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券の合計額を指し、土地等の不動産は含まない）

## 2 その他の授業料免除

(1) 災害等による特別な事由による場合

次の①又は②に該当する特別な事由により、授業料の納付が著しく困難であると認められる場合

① 授業料の各期の納付期限前6月以内（新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は入学前1年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

② ①に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合

## (2) その他特別な事由の場合

他の授業料免除の対象とならない学生のうち、以下①～④のいずれかに該当し、かつ、経済的に授業料の納付が困難<sup>※1</sup>であると選考機関が認める場合

- ① 授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合
- ② 在学した期間を超える等、就学支援金の受給資格のない学科3年生以下の学生であり、かつ、学業優秀<sup>※2</sup>と認められる者
- ③ 就学支援金の受給資格対象となる学科3年生以下の学生のうち、課税証明書が発行されない等の理由により、当該制度による加算が認められない又は申請できない者で、かつ、学業優秀<sup>※2</sup>と認められる者
- ④ その他授業料を免除することが相当と認められる事由がある場合

## (3) 新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変と認められる場合

新型コロナウイルス感染症の影響で以下①～③のすべてに該当し、かつ、経済的に授業料の納付が困難<sup>※1</sup>であると選考機関が認める場合

- ① 国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書（対象の公的支援は新制度の例に準ずる）の提出があった場合、又は事由発生後の所得が事由発生前の年間所得と比較し1/2以下となっていること。
- ② 事由発生後の所得が機構の通常の授業料等免除制度の基準の範囲内となっている者に対する支援であること。  
※事由発生後の所得については、事由発生後の所得を証明する書類（所得の計算に必要な書類については授業料免除取扱いガイドライン2-1-1を参照）を基に算出することとするが、これに寄り難い場合は、個別に相談すること。
- ③ 家計急変の理由が新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるものであるという保護者からの申立書（様式自由）があり、またその理由が妥当だと判断できること。

※1 「経済的理由によって授業料の納付が困難」<sup>※1</sup>とは、別途定めるところにより、その者の属する世帯の一年間の総所得金額が一定基準以下となる場合をいいます。ただし、長期療養者がいる世帯、身体障害者がいる世帯など家計の支出が多額となる特別の事情がある者については、特例が認められ、基準が緩和されます。詳しくは下記お問い合わせ先にお尋ねください。

※2 「学業優秀」とは、一年次、専攻科一年次及び編入学生については、中学校在学時の成績（専攻科及び編入学生は、直前に在籍していた学校）又は入試成績が入学者の上位2/3以上であること、あるいはそれと同等と認められること。また、二年次以上については、各校が定める標準単位数を修得し、かつ、成績が上位2/3以上であること、あるいはそれと同等と認められることです。ただし、母子・父子家庭、生活保護世帯等経済的困窮度が著しく高く特別の事情がある者については、特例が認められます。なお、修得単位数が皆無若しくは極めて少ない者、留年している者（授業料の免除を受けようとする年度において、同一学年にとどまっている者をいう。）は、病気、留学など特別な事由があると認められる場合を除き、免除の対象とはなりません。

## 3 提出書類

提出書類についてはそれぞれ、

- ・ 国立高等専門学校機構における授業料免除 →Ⅱの「提出書類」・Ⅲ「提出書類様式」
- ・ 高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免→Ⅱの「提出書類」・別添（A様式）

を参照してください。

なお、提出した書類は返却しません。

## 4 免除許可・不許可の連絡

選考結果は、保護者宛に文書で通知します。

## 5 その他

- ・虚偽申告が発覚した場合は、認定を取り消し、不正が行われた日の属する学年の始期から認定取消までの間に減免又は免除していた授業料等について、支払いを求めます。
- ・前期申請時に前期分と後期分を一括申請したときでも、選考はそれぞれの期ごとに行うため、前期と後期で選考結果が異なる場合があります。
- ・前期は4月1日、後期は10月1日現在の状況をもとに選考を行います。
- ・授業料免除等の申請に伴う許可、不許可が決定されるまでの間は、その申請に係る授業料の徴収は猶予されます。

## 6 申請に関するお問い合わせについて

- ・ご不明な点等ありましたら、学生課学生係（TEL：0980-55-4032）までお問い合わせください。（8：30～17：00 ※土・日・祝日・年末年始等休業日を除く）

## Ⅱ 提出書類

### 1 申請者が提出するもの

区分	提出書類	発行機関等	
高等教育の修学支援新制度による授業料等減免申請者	<b>【新規申請時】</b> 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書	(A様式1)	
	<b>【継続時】</b> 授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書	(A様式2)	
その他の授業料免除申請者	授業料免除申請書 ※「高等教育の修学支援新制度による授業料等減免申請者」については、(A様式1, 2)の提出で代えることができる。	(様式1)	
	家族状況等申告書	(様式2)	
	(1) 災害等による特別な事由による申請  (2) その他特別な事由の場合  (3) 新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変	市区町村発行の所得証明書 ・令和5年度分(令和4年度についての記載があるもの) ・合計所得金額, 課税標準額, 市民税・県民税額, 所得控除の内訳を記載したもので, 免除申請者と生計を一とする世帯の全員分(就学者, 15歳未満, 専業主婦等含む) ※所得がなく所得証明書が発行されない場合は, 非課税証明書 ※収入がないために申告をしておらず所得証明書等に金額が記載されない者について, 無収入申立書による申立てを行う場合は, 新たに申告し所得証明書等を再取得する必要はない。	市区町村役場 ※通常6月以降に発行
	住民票(免除申請者と生計を一とする世帯全員分)の写し	市区町村役場	

### 2 該当者が提出するもの

区分	提出書類	発行機関等
その他の授業料免除申請者  (1) 災害等による特別な事由による申請  (2) その他特別な事由の場合  (3) 新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変	「家族状況等申告書」(様式2)により該当する書類	各機関

### Ⅲ 提出書類様式

● 高等教育の修学支援新制度

※ A様式については別添を参照。

● その他の授業料免除制度

※ 申請を希望した学生へ配布いたします。

(様式1) 授業料免除申請書

(様式2) 家族状況等申告書

(様式3) 給与支給(見込)証明書

(様式4) 退職及び退職金支給証明書

(様式5) 無収入申立書

(様式6) 母子・父子世帯等申立書

(様式7) 在学及び就学状況等証明書

(様式8) 長期療養者に係る支出(見込)額等申立書

(様式9) 主たる学資負担者(家計支持者)別居に係る支出(見込)額等申立書

<その他> ※ 「様式2」及び「各様式」に示す書類

様式1～様式9の添付は省略します。様式が必要な方は、学生課学生係へ連絡してください。(「6申請に関するお問い合わせについて」を参照)



# 大学等における修学の支援に関する法律による 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

A様式1

年 月 日

沖縄工業高等専門学校長 殿

私は、貴学（貴校）に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、沖縄工業高等専門学校が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が沖縄工業高等専門学校の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（\*を付した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ		入学年月	年 月 入学
	氏名			
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 ( 歳)		
	現住所	〒 都道府県 市区町村		
	所属学部・学科等	学籍番号		
	学年	昼間・夜間・通信の別	<input checked="" type="checkbox"/> 昼 (昼夜開講を含む) <input type="checkbox"/> 夜 <input type="checkbox"/> 通信	
	過去に本制度の支援を受けた学校名、期間(*)	(学校名)	(期間/月数) —年—月～—年—月/—月	
	過去に本制度の入学金減免を受けたことがありますか。	ある ・ ない		
	機構の給付奨学金に関する情報 (いずれかの□に✓印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。) ※予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること			
	<input type="checkbox"/> 予約採用の申込を行った者 【給付奨学金の申込の受付番号(採用候補者となっていれば登録番号、給付奨学生となっていれば奨学生番号)】			
<input type="checkbox"/> 在学(在学予約)採用の申込を行った者 【給付奨学金の申込の受付番号(給付奨学生となっていれば奨学生番号)】				

申請者	国立高専機構における授業料免除制度への申請希望（該当者のみ記入） （１）申請希望 （ あり ・ なし ） <注意事項> ・対象者：災害等による特別な理由によって授業料の納付が困難であり、学業優秀と認められる学生 ・別途、所得証明書等関係書類を提出する必要があります。 ・新制度による授業料減免額により、機構における授業料免除制度の対象とならない場合があります。
	以下、（１）でありに○をつけた方のみ回答してください。 （２）学期区分 <input type="checkbox"/> 前期 <input type="checkbox"/> 後期 （３）申請区分 <input type="checkbox"/> 災害等による特別な理由による申請 <input type="checkbox"/> 学校記入欄 <input type="checkbox"/> 機構規則第109号第7条による申請 <input type="checkbox"/> 特別措置第2条第三項による申請 （４）申請理由（具体的に記入すること） <div style="border: 1px solid black; height: 150px; width: 100%;"></div>
	※各種証明書類等は、各校が定める提出期限までに学生課窓口へ提出してください。
保護者	保護者（主たる学資負担者） （申請者との続柄） 氏名

大学等における修学の支援に関する法律による  
授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書

A様式2

年 月 日

沖縄工業高等専門学校長 殿

私は貴学（貴校）に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の継続を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校において減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、沖縄工業高等専門学校が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること及び機構が沖縄工業高等専門学校の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（\*を附した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ		入学年月	年 月 入学
	氏名			
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 ( 歳)		
	現住所	〒 都道府県 市区町村		
	所属学部・学科等		学籍番号	
	学年	昼間・夜間・通信の別	<input checked="" type="checkbox"/> 昼（昼夜開講を含む） <input type="checkbox"/> 夜 <input type="checkbox"/> 通信	
	日本学生支援機構の給付奨学金に関する情報（該当者のみ記入）			
	給付奨学金の奨学生番号			
国立高専機構における授業料免除制度への申請希望（該当者のみ記入）				
(1) 申請希望 ( あり ・ なし )				
<注意事項>				
・対象者：災害等による特別な理由によって授業料の納付が困難であり、学業優秀と認められる学生				
・別途、所得証明書等関係書類を提出する必要があります。				
・新制度による授業料減免額により、機構における授業料免除制度の対象とならない場合があります。				
以下、(1) でありに○をつけた方のみ回答してください。				
(2) 学期区分				
<input type="checkbox"/> 前期				
<input type="checkbox"/> 後期				

(3) 申請区分

災害等による特別な理由による申請

学校記入欄  機構規則第134号第4条による申請  機構規則第134号第10条による申請

(4) 申請理由 (具体的に記入すること)

--

※各種証明書類等は、各校が定める提出期限までに学生課窓口へ提出してください。

保 護 者	保護者 (主たる学資負担者)	(申請者との続柄 )
	氏名	

- ※ 日本学生支援機構の給付奨学金を併せて受けていただくことが基本です。「日本学生支援機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、別紙を必ず提出してください。
- ※ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。
- ※ 給付奨学金を受給しておらず、「機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、別紙1の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて別紙2の提出が必要です。(給付奨学金をあわせて受給している場合は、別紙1～3の提出は不要です。)

## < 記入例 >

# 大学等における修学の支援に関する法律による 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

A様式1

2023年9月1日

沖縄工業高等専門学校長 殿

私は、貴校に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、沖縄工業高等専門学校が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が沖縄工業高等専門学校の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（\*を附した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ	コウセン イチロウ			入学年月	2020年4月入学
	氏名	高専 一郎				
	生年月日	(西暦) 2004年 10 月 31 日生 ( 19 歳)				
	現住所	〒 905 - 2171 沖縄 都道府県 名護 市区町村 辺野古9999-99				
	所属学科 (コース)	機械システム工学科			学籍番号	201199
	学年	4	昼間・夜間・通信の別	<input checked="" type="checkbox"/> 昼 (昼夜開講を含む) <input type="checkbox"/> 夜 <input type="checkbox"/> 通信		
	過去に本制度の支援を受けた学校名、期間(*)	(学校名) なし			(期間/月数) —年—月—日～—年—月—日	
	過去に本制度の入学金減免を受けたことがありますか。	ある <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> ない				
	機構の給付奨学金に関する情報 (いずれかの□に✓印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。) ※予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること					
	<input type="checkbox"/> 予約採用の申込を行った者 (4年生) 【給付奨学金の申込の受付番号 (採用候補者となっていれば登録番号、給付奨学生となっていれば奨学生番号)】					
<input type="checkbox"/> 在学(在学予約)採用の申込を行った者 (5年生、専攻科生) 【給付奨学金の申込の受付番号 (給付奨学生となっていれば奨学生番号)】						

## ＜記入例＞

申請者	<p>国立高専機構における授業料免除制度への申請希望（該当者のみ記入）</p> <p>(1) 申請希望      ( <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">あり</span> ・ なし )</p> <p>＜注意事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者：災害等による特別な理由によって授業料の納付が困難であり、学業休止と認められる学生</li> <li>・別途、所 ・新制度に 下記事項の対象となる方は「新制度（給付奨学金）に係る減免制度」とは別に「高専機構における免除制度」を利用することができますので事前に学生係に相談の上、申請希望に「あり」を選択してください。下記事項に該当しない場合、「なし」を選択していただき保護者署名欄のみ記入ください。</li> </ul> <p>以下、（</p> <p>(2) 学  <input type="checkbox"/> 前  <input checked="" type="checkbox"/> 後  「災害等による特別な理由による申請」は以下の方が対象となることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業料の各期の納付期限6月以内において、学資負担者が死亡又は風水害等の災害を受けた場合</li> <li>・授業料の各期の納付期限6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計急変があった場合</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の感染拡大による大幅な収入減少があり家計急変した者</li> </ul> <p>(3) 申請  <input checked="" type="checkbox"/> 災  その他理由により授業料免除対象となる場合がありますので申請予定の方は事前に学生係までご連絡ください。</p> <p>学校記入欄    <input type="checkbox"/> 機構規則第109号第7条による申請    <input type="checkbox"/> 特別措置第2条第三項による申請</p> <p>(4) 申請理由（具体的に記入すること）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="color: red; text-align: center;">＜以下を参考に、書ける内容を具体的に記入してください＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭の収入状況。</li> <li>・（経常的な収入が皆無または僅小）詳しい生活の方法。</li> <li>・（主たる家計支持者が無職または失職している場合）いつからその状況なのか、生活費はどのように賄っているか。</li> <li>・障害者、長期療養者の状況</li> </ul> <p>・・・等      <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">書き忘れの多く見られる箇所です。</span></p> </div> <p>※各種証明書類等は、各校が定める提出期限までに学生課窓口へ提出してください。</p>
保護者	<p>保護者（主たる学資負担者）      (申請者との続柄 <span style="color: red;">父</span> )</p> <p>氏名（自署） <span style="color: red;">高専 太郎</span></p>

<記入例>

大学等における修学の支援に関する法律による  
授業料減免の対象者の認定の**継続**に関する申請書

A様式2

2023年 9月 1日

沖縄工業高等専門学校長 殿

私は貴学（貴校）に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の継続を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校において減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、沖縄工業高等専門学校が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること及び機構が沖縄工業高等専門学校の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（\*を付した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ	コウセン イチロウ		入学年月	2020年4月入学
	氏名	高専 一郎			
	生年月日	(西暦) 2004年 1 月 31 日生 ( 20 歳)			
	現住所	〒 905 - 2171 沖縄 都道 名護 市区 辺野古9999-99 府県 町村			
	所属学科 (コース)	機械システム工学科		学籍番号	201199
	学 年	4	昼間・夜間・通信の別	<input type="checkbox"/> 昼(昼夜開講を含む) <input type="checkbox"/> 夜 <input type="checkbox"/> 通信	
	日本学生支援機構の給付奨学金に関する情報 (該当者のみ記入)				
給付奨学金の奨学生番号		520-01-999999			
国立高専機構における授業料免除制度への申請希望 (該当者のみ記入)					
(1) 申請希望		( <u>あり</u> ・ なし )			
<注意事項>		下記事項の対象となる方は「給付奨学金に係る減免制度」とは別に「高専機構における免除制度」を利用することができますので事前に学生係に相談の上、申請希望に「あり」を選択してください。下記事項に該当しない場合、「なし」を選択していただき保護者署名欄のみ記入ください。			
・対象者：災害等による特別な理由による申請		「災害等による特別な理由による申請」は以下の方が対象となることがあります。			
・別途、所得証明書等関係書類		・授業料の各期の納付期限6月以内において、学資負担者が死亡又は風水害等の災害を受けた場合			
・新制度による授業料減免額に		・授業料の各期の納付期限6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計急変があった場合			
以下、(1) でありに○を		・新型コロナウイルス感染症の感染拡大による大幅な収入減少があり家計急変した者			
(2) 学期区分		その他理由により授業料免除対象となる場合がありますので申請予定の方は事前に学生係までご連絡ください。			
<input type="checkbox"/> 前期		「支援区分Ⅰ」で受給中の方は減免制度にて授業料全額免除となりますので国立高専機構における授業料免除制度への申請希望については申請希望「なし」を選択してください。			
<input checked="" type="checkbox"/> 後期					

## <記入例>

### (3) 申請区分

災害等による特別な理由による申請

学校記入欄  機構規則第134号第4条による申請  機構規則第134号第10条による申請

### (4) 申請理由（具体的に記入すること）

<以下を参考に、書ける内容を具体的に記入してください>

- ・ 家庭の収入状況。
- ・ （経常的な収入が皆無または僅小）詳しい生活の方法。
- ・ （主たる家計支持者が無職または失職している場合）いつからその状況なのか、生活費はどのように賄っているか。
- ・ 障害者、長期療養者の状況
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により●年●月より収入減少。●年●月公的支援を申請し●万円支援を受けていた。収入減少事由発生後の所得が発生前と比べて2分の1以下程度になっている。  
・・・等

※各種証明書類等は、各校が定める提出期限までに学生課窓口へ提出してください。

保護者

保護者（主たる学資負担者）

（申請者との続柄 **父**）

氏名

**高専 太郎**

- ※ 日本学生支援機構の給付奨学金を併せて受けていただくことが基本です。「日本学生支援機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、別紙を必ず提出してください。
- ※ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。
- ※ 給付奨学金を受給しておらず、「機構の給付奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、別紙1の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて別紙2の提出が必要です。（給付奨学金をあわせて受給している場合は、別紙1～3の提出は不要です。）

<保護者署名欄—**全員記入**>

書き忘れの多く見られる箇所です。

**ご注意ください。**